

警報発令時の臨時休業等について

対象となる警報は、『**暴風警報**』または『**台風接近に伴う大雨警報**』です。

※ただし、「泉佐野市」に発令された場合に限りです。

1. 園児の登園前について

午前7時現在 発令中の場合	自宅待機
午前9時現在 発令中の場合	臨時休業
午前9時までに警報が解除された場合	通常保育 (給食実施)

2. 園児の登園後について

①台風の接近に伴い発令された（今後状況が悪化する）場合

降園	①いずみさのメールで連絡します。 ②登園後に発令された場合は、安全に気をつけて迎えに来てください。 ③通園バスの運行が困難な場合は運休いたします。
----	---

②台風の接近ではなく発令された場合

通常保育	①子どもの安全に配慮し、天候等の状況により降園については決定します。 ②給食は実施します。
------	--

- ★午前9時以降に解除された場合で、仕事の都合上保育が必要な方は、園にご相談ください。なお、その際は、弁当持参もしくは昼食を済ませてきてください。
- ★警報発令の有無にかかわらず、災害発生や交通遮断等による臨時休業は、園長の判断で行う場合があります。
- ★台風の接近がなく発令された（一時的・局地的）場合は、通常保育を実施しますが、局地的な集中豪雨等で地域的に危険性が高いと考えられる場合は、降園する場合があります。
- ★警報の発令状況等は、泉佐野市のホームページから「大阪防災ネット・泉佐野市」で確認できます。

年間を通して適用されますので、よく見えるところに貼っておいてください。